

# 一般社団法人群馬県商工会議所連合会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人群馬県商工会議所連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、群馬県内における商工会議所及び各種経済団体の緊密な連携を促進して、その機能を高揚し、総合的に県内産業の改善発展を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資し、もって県内経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 商工会議所の意見を集約し公表するとともに、国会、関係行政庁等へ具申又は建議し、この実現を図ること。
- (2) 商工会議所の事業について、関係行政庁及び諸団体の相互の連絡又は斡旋を行うこと。
- (3) 商工会議所の機能強化に関する情報収集、調査研究、研修などを行うこと。
- (4) 行政庁等の諮問に応じて答申すること。
- (5) 商工業に関する調査研究、情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。
- (6) 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。
- (7) 商工業に関して相談に応じ又は指導を行うこと。
- (8) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (9) 行政庁等からの委託を受けた事業を行うこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、群馬県に事務所を置く商工会議所であって、次条の規定によって会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員は、商工会議所の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、入会金及び本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することによって、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときに至ったときは、総会の決議を経て除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(2) 総会員が同意したとき

(3) 当該会員が解散したとき。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 毎事業年度の事業計画、収支予算の決定及びその変更

(5) 会費の額及びその徴収方法

(6) 定款の変更

(7) 本会の解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、臨時総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決)

第18条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、開会の日時、場所、総会員数、出席会員数、議事の経過要領及びその結果等を記載し、出席した会長及び監事が記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上11人以内
  - (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を会長、4人を副会長、1人を専務理事とする。
  - 3 理事のうち、必要に応じて1人を常務理事とすることができる。
  - 4 前2項のうち、会長をもって、法人法に規定する代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は、総会において会員代表者のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては2人、監事にあっては1人を限度として、会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会において選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を掌理する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を掌理し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を処理する。
- 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、本会の業務、会計並びに理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査の結果を総会に報告する。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事及び監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利、義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第26条 本会に、名誉会長、顧問2人以内及び参与2人以内を置くことができる。

- 2 名誉会長は、総会において推挙する。
- 3 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長は、会長の求めに応じて儀式等に出席する。
- 5 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 6 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 7 名誉会長、顧問及び参与の報酬は、無償とする。
- 8 名誉会長、顧問及び参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議すべき事項の決定
- (5) その他、法令に規定された事項及びこの定款で定めた事項についての決議

(招集)

第29条 理事会は会長が開催日の一週間前までに通知し招集する。

- 2 会長が欠けた又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他

(資産の管理)

第34条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第35条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。ただし、当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の決議によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から90日以内に総会の承認を受けるものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、総会の承認を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

3 第1項の規定による総会の承認を受けた事業計画書、収支予算書を変更する場合も、第1項前段の例による。ただし軽微な変更についてはこの限りでない。

(事業報告及び収支決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第39条 本会は、事業遂行上必要があるときは、総会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第40条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第41条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得て、総会の承認を受けなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第44条 本会は、剰余金の分配を行わないこととする。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告に寄ることができない場合は、群馬県において発行する上毛新聞に掲載する方法による。

## 第10章 補則

(委員会)

第47条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第48条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。所要の職員のうち、1人を事務局長にすることができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議により会長が任免する。
- 4 職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第49条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は曾我孝之とし副会長は原浩一郎、正田寛、梅澤徹、河本榮一専務理事は荒井道明、監事は寺島順一、小堀良夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。